

第2節 一般廃棄物の処理事業

1 概 説

(1) 現 況

当局は、全市域から排出される一般廃棄物の処理計画を立て、この計画に基づき、家庭から排出される普通ごみ・資源ごみ・容器包装プラスチック・古紙・衣類・粗大ごみ等の処理、事業活動に伴って排出される事業系一般廃棄物の処分、道路清掃等の環境整備を実施している。

なお、本市では、平成26年度まで一般廃棄物の収集輸送、中間処理、最終処分のすべての事業を行ってきたが、平成27年4月1日から大阪市・八尾市・松原市環境施設組合（令和元年10月より大阪広域環境施設組合に名称変更）が中間処理（焼却・破砕）と最終処分を行っている。

(2) ごみ量の推移

本市では、大量消費・大量廃棄に伴い急増するごみの処理に対応すべく、これまで焼却工場の建設等ごみ処理体制の整備を進める一方で、各種のごみ減量・リサイクル施策を推進してきた結果、本市のごみ量[※]は昭和40年度のごみ量の約3倍となった平成3年度をピークとして減少が続いてきたが、近年下げ止まりの傾向にある。

家庭系ごみ減量施策としては、平成6年度から資源ごみ、平成17年度からは容器包装プラスチックの分別収集を市内全域で実施するとともに、平成18年度には粗大ごみ収集の有料化、平成19年度には中身の見えるごみ袋による排出指定制度の導入等の施策を進めてきた。

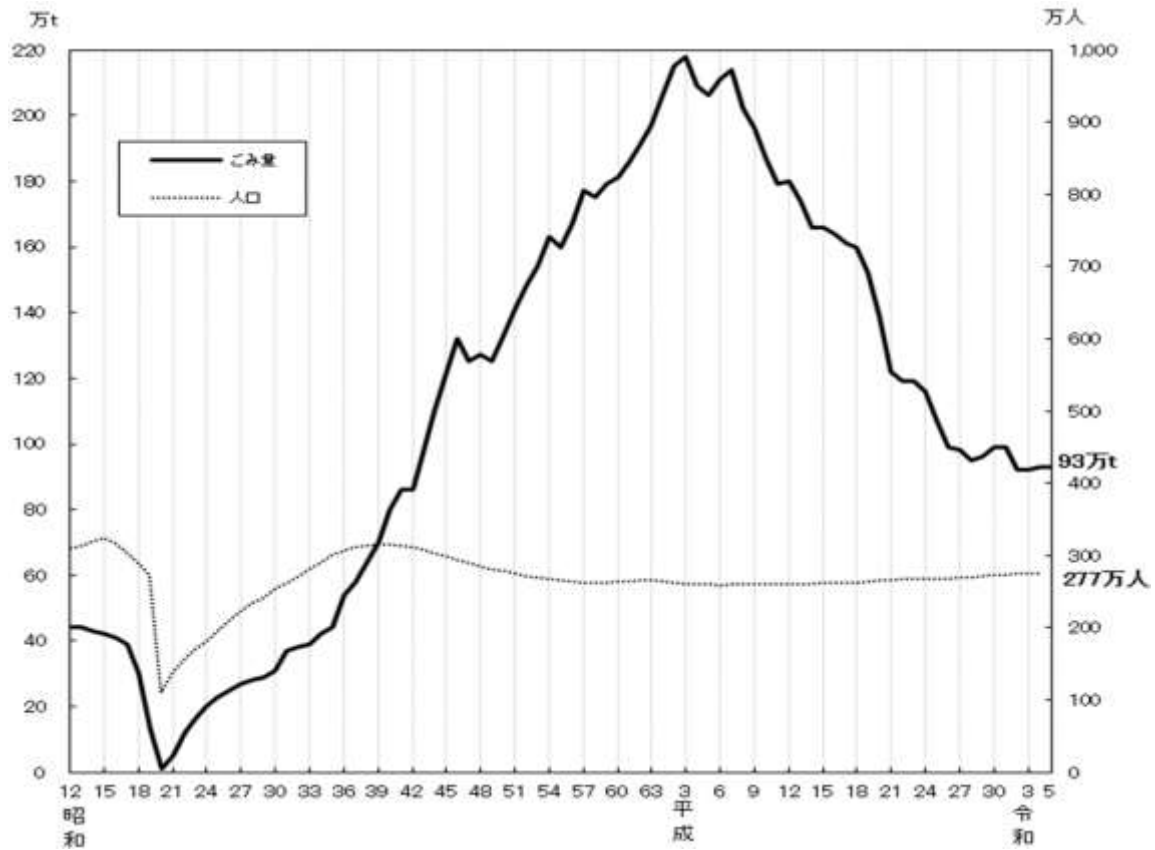
また、事業系ごみ減量施策としては、平成5年度から開始した特定建築物の所有者・管理者に対する減量指導や、平成4年度以降数回にわたるごみ処理手数料の見直しによる発生抑制を図るとともに、平成21年度からは焼却工場における搬入物展開検査の強化に取り組むなど、市民・事業者とともに3Rの取組を積極的に推進してきた。

さらに、平成25年10月からは古紙・衣類の分別収集を市内全域で実施するとともに、資源化可能な紙類の焼却工場への搬入禁止を実施するなど、紙ごみ対策を推進している。

こうした施策の浸透や、市民・事業者の意識の高まりにより、ごみ量の減少が続き、令和5年度のごみ量は87万トンとなり、ピーク時であった平成3年度217万トンと比較すると130万トン（60%減）となる大きな削減を実現している。前年度に比べて大幅に減少した令和2年度から同水準で推移しているものの、これは新型コロナウイルス感染症の影響による一時的な現象であると考えられるため、引き続き一層のごみ減量を推し進める必要がある。

※ごみ量とは、家庭や事業所から排出されたごみのうち、本市が収集した量及び許可業者等が市の処理施設等の搬入した量であり、本市が資源化した量（5.6万トン）を含む。

ごみ量と人口の推移



年度	ごみ量				人 口 (人)	市民1人 1日あたり (g)
	(t)	家庭系ごみ (t)	事業系ごみ (t)	環境系ごみ (t)		
平成 24	1,160,018	462,767	688,675	8,576	2,674,154	474
25	1,070,615	436,276	627,754	6,585	2,678,663	446
26	990,803	413,848	571,919	5,036	2,679,808	423
27	979,260	413,573	560,888	4,799	2,691,185	420
28	954,410	404,379	545,343	4,688	2,702,033	410
29	959,976	407,028	548,403	4,545	2,713,157	411
30	993,336	412,024	572,954	8,358	2,725,006	414
令和 元	989,503	404,764	579,236	5,503	2,740,202	404
2	915,674	410,886	499,045	5,743	2,750,995	409
3	917,173	404,687	507,623	4,863	2,750,835	403
4	929,685	386,940	537,801	4,944	2,756,807	384
5	929,649	369,832	554,968	4,849	2,770,520	365

- (注) 1. 年間ごみ総量は、一般廃棄物の焼却ごみ量・資源化量の合計
2. 家庭系ごみ量は、普通ごみ（管路輸送を含む）・資源ごみ（拠点回収含む）・容器包装プラスチック・臨時ごみ（平成18年度実績まで）・粗大ごみ（平成23年度から平成25年度実績までの小物金属類を含む）・古紙・衣類（平成24年度実績から）の合計
3. 事業系ごみ量は、業者ごみ・持込ごみ・臨時ごみ（平成19年度実績から）の合計
4. 環境系ごみ量は、道路清掃・街頭ごみ・不法投棄・河川清掃の合計
5. 市民1人1日あたり排出量は、家庭系ごみ量を人口、及び365日又は366日で除して算出
6. 人口は各年度とも10月1日現在の人口

(3) ごみの質的变化

市民の生活様式の多様化などに伴い、排出されたごみの組成にも変化がみられる。ごみの組成は、焼却処理・埋立処分にも影響を与えるため、毎年その把握に努めている。

焼却工場に搬入されたごみの組成の推移

区分 \ 年度		数字は重量百分比(%)																						
		昭和 40	45	50	55	60		平 21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	令 元	2	3	4	5		
可燃物	厨 芥 類	14.5	11.8	12.1	13.2	11.5	厨 芥 類	4.8	6.0	7.8	7.8	10.4	7.7	10.2	8.8	7.5	8.0	8.3	8.6	7.6	9.1	5.7		
	紙 類	39.6	28.6	36.8	37.1	28.8	紙 類	42.6	38.8	54.8	47.3	45.7	48.1	45.9	44.1	44.4	43.5	41.9	41.8	43.9	41.3	41.1		
	繊維・木竹類	7.1	7.3	9.3	10.9	繊維類	10.0	10.7	6.3		6.6	6.7	7.1	8.4	8.2	9.3	8.6	10.1	10.0	10.9	14.8			
						木草類	8.8	8.3	4.6	5.8	6.5	5.6	6.8	7.4	8.6	7.7	9.1	8.3	6.9	5.6	6.5			
	プラスチック類	3.3	12.2	11.0	15.2	14.3	プラスチック類	16.2	17.7	21.8	18.6	19.5	22.7	19.9	21.9	21.4	22.1	23.4	22.4	23.1	24.7	24.8		
	わら・落葉・茶殻・ 皮・ゴム・燃料くず	4.9	34	2.6	2.8	1.9	雑 物	5.1	5.7	4.5	4.8	5.2	4.0	3.6	3.6	4.0	4.2	4.2	4.0	4.2	4.3	2.8		
	可 燃 物 計	69.4	63.3	71.8	74.8	67.4	可燃物計	87.5	87.2	93.5	90.6	93.9	94.8	93.5	94.2	94.1	94.8	95.5	95.2	95.7	95.9	95.7		
不燃物	ガラス・陶器・石	15.5	19.3	12.0	12.3	14.8	ガラス	3.7	3.7	2.3	3.8	1.4	0.8	1.8	1.3	1.8	1.3	1.0	1.2	1.3	0.9	1.5		
							石・陶器	2.4	2.6	1.2	0.9	0.7	0.8	1.5	1.0	1.2	1.0	1.8	1.5	1.0	1.7	0.8		
	金 属	3.1	7.2	6.1	5.5	6.8	鉄	4.8	5.1	1.9	2.8	1.6	1.7	1.6	1.4	1.3	1.1	1.0	1.3	1.4	0.7	0.8		
	貝殻・卵殻類・ 土砂・雑物	12.0	10.2	10.1	7.4	11.0	非鉄金属	1.6	1.4	1.1	1.9	2.4	1.9	1.6	2.1	1.6	1.8	0.7	0.8	0.6	0.8	1.2		
	不 燃 物 計	30.6	36.7	28.2	25.5	32.6	不燃物計	12.5	12.8	6.5	9.4	6.1	5.2	6.5	5.8	5.9	5.2	4.5	4.8	4.3	4.1	4.3		

- (注) 1. 昭和63年度からごみ組成分析区分を変更
2. 昭和63年度から重量百分比を風乾後から絶乾後に変更

焼却工場に搬入されたごみの三成分及び発熱量の変化

区 分	昭和	50	55	60	平	22	23	24	25	26	27	28	29	30	令	2	3	4	5
45					21										元				
水 分 (%)	50.7	51.5	49.7	40.4	34.2	33.4	40.2	38.5	42.6	42.4	42.8	41.6	40.3	37.9	39.3	41.7	39.2	40.2	35.9
灰 分 (%)	20.8	15.6	15.5	21.5	15.8	16.1	8.5	11.3	9.4	8.9	9.0	8.7	8.7	8.1	8.1	7.7	8.0	7.7	7.9
可燃分 (%)	28.5	32.9	34.8	38.1	50.0	50.5	51.3	50.2	48.0	48.7	48.2	49.7	51.0	54.0	52.6	50.6	52.8	52.1	56.2
低 位 発 熱 量 (kJ/kg)	4,764	5,877	6,731	7,732	9,816	10,415	9,946	9,402	8,960	9,410	9,031	9,818	10,005	10,779	10,667	10,003	10,423	10,966	11,508
(カッコ内数字はkcal/kg)	[1,138]	[1,404]	[1,608]	[1,847]	[2,345]	[2,488]	[2,376]	[2,246]	[2,140]	[2,250]	[2,160]	[2,345]	[2,390]	[2,575]	[2,548]	[2,300]	[2,490]	2,620	[2,749]

- (注) 低位発熱量とは、水分を含むごみの発熱量をいう。

2 ごみ等の収集・輸送

(1) 家庭系ごみ

家庭などから排出されるごみと資源物については、10ヵ所の環境事業センターが、所管区域内の作業計画を立て、収集・運搬を行っている。

なお、収集作業に使用する車両については、エコカーの導入を図っている。

環境事業センター施設概要

事業所名	開設 (建設工期)	所在地 (敷地面積)	本館棟構造 (延床面積)	車庫棟構造 (延床面積)
東北環境事業センター	S60.4 (S59.3～60.3)	東淀川区上新庄 (8,809㎡)	鉄筋コンクリート造4階建(一部5階) (3,202㎡)	鉄骨造平屋建7棟 (1,705㎡)
城北環境事業センター	S62.4 (S61.3～62.3)	鶴見区焼野 (約7,700㎡)	鉄筋コンクリート造4階建(一部5階) (3,210㎡)	鉄骨造平家建6棟 (1,851㎡)
西北環境事業センター	H2.4 (S63.10～H2.3)	西淀川区大和田 (約8,300㎡)	鉄筋コンクリート造3階建塔屋付 (2,360㎡)	鉄骨造平家建5棟 (1,580㎡)
中部環境事業センター	H5.8 (H3.10～5.5)	東住吉区杭全 (5,497㎡)	本館棟・車庫棟複合建物 鉄骨鉄筋コンクリート造(一部鉄筋コンクリート造)5階建(一部6階) (6,746㎡)	
中部環境事業センター 出張所	H9.10 (H6.10～9.8)	浪速区塩草 (2,750㎡)	本館棟・車庫棟複合建物(併設市営住宅) 鉄骨鉄筋コンクリート造地下1階地上13階塔屋2階建 (7,110㎡)	
西部環境事業センター	H8.12 (H7.10～8.11)	大正区小林西 (7,588㎡)	鉄筋コンクリート造3階建(一部4階) (2,378㎡)	鉄骨造2階建1棟平家建4棟 (1,245㎡)
東部環境事業センター	S58.12 (S57.12～58.11)	生野区巽中 (5,106㎡)	鉄筋コンクリート造4階建(一部5階) (2,611㎡)	鉄骨造2階建1棟 (2,233㎡)
西南環境事業センター	H8.2 (H6.10～9.3)	住之江区泉 (15,521㎡)	鉄筋コンクリート造3階建 (2,599㎡)	鉄骨造2階建1棟平家建4棟 (1,726㎡)
南部環境事業センター	S57.12 (S56.12～57.11) 改修工事H8.8～9.3	西成区南津守 (15,553㎡)	鉄筋コンクリート造4階建(一部5階) (3,379㎡)	鉄骨造2階建2棟平家建3棟 (1,714㎡)
東南環境事業センター	H1.4 (S62.3～H1.3)	平野区瓜破南 (約10,400㎡)	鉄筋コンクリート造4階建(一部5階) (2,369㎡)	鉄骨造平家建5棟 (1,530㎡)

※ 各環境事業センターには排水処理施設・洗車場・給油所等が、南部環境事業センターには整備工場が附帯されている。

ア 普通ごみ収集

台所ごみ、プラスチック製品、せとものなど最大の辺又は径が30cm以内あるいは棒状で1m以内の日用品などを対象に、週2回収集し、6ヵ所の焼却工場に搬入している。

ただし、1日平均の排出量が10kg以上の場合や、毎日収集の場合については、市（直営）が有料で収集していたが、平成26年4月から許可業者への誘導を図っている（「参考資料3 手数料・使用料等一覧表（1）一般廃棄物処理手数料」参照）。

なお、平成28年4月から北区・都島区において、収集運搬業務の民間委託を実施していたが、委託契約期間終了（令和5年3月）をもって委託を終了し、令和5年4月から直営による収集に切り替えた。

また、南港ポートタウンにおいては、“ごみを空気の流れにのせて収集”する管路輸送を実施していたが、平成31年3月31日をもって収集業務を終了した。

平成31年4月1日以降は、市内の他地域と同様の収集方式に一旦移行した（真空式ごみ収集設備が整備されるまでの間）。

令和3年4月1日から、真空式ごみ収集設備の整備が完了した一部地域において、試運転を開始し、令和4年4月から南港ポートタウン全域で大型真空式ごみ収集車（移動式ごみ収集装置）による収集を開始した。

イ 資源ごみ収集

空き缶、空きびん、ペットボトル、金属製の生活用品、スプレー缶・カセットボンベ類を対象に、週1回収集し、市内5ヵ所の中継地に搬入している。なお、令和6年4月から市内全域で収集運搬業務の民間委託を実施している。

ウ 容器包装プラスチック収集

ペットボトルを除くプラスチック製容器包装廃棄物を対象に、週1回収集し、市内5ヵ所の中継施設に搬入している。なお、令和6年4月から市内全域で収集運搬業務の民間委託を実施している。

エ 古紙・衣類分別収集

新聞・折込チラシ、段ボール、紙パック、雑誌、その他の紙、衣類を対象に、週1回収集し、再生資源事業者へ直接搬入している。なお、平成27年4月から北区・都島区、平成28年4月から西区・港区・大正区、令和5年4月から淀川区・東淀川区、令和6年4月から旭区・城東区・鶴見区・住之江区・住吉区を加えた12区において収集運搬業務の民間委託を実施している。

オ 粗大ごみ収集

家具や家庭電化製品等（エアコン・テレビ・冷蔵庫及び冷凍庫・洗濯機及び衣類乾燥機は除く）の大型耐久消費財で最大の辺又は径が30cmを超えるものあるいは棒状で1mを超えるもの及び家庭の引越しなどで一時的に多量に出されるごみについては、電話またはインターネットによる申し込みにより有料で収集している。

なお、平成26年4月から、市内全域で収集・運搬業務の民間委託を実施している。

カ ごみの持ち出しサービス（ふれあい収集）

平成8年4月から一人暮らしのおとしよりやおとしよりのみの世帯、障がいのある方がお住まいの家庭で、ごみを一定の場所まで持ち出すことが困難な世帯を対象として、申込みによ

りごみの持ち出しサービスを実施している。

キ ふれあいあんしんパトロール

子どもからおとしよりまで「誰もが安心して暮らすことができる安全なまちづくり」の実現のため、平成17年2月から、ごみ収集作業等が日常的に、市内全域で行われるという特性を活かし、事件などの早期発見に努めるとともに、犯罪を未然に防止すること（犯罪の抑止）を目的として、ごみ収集車等を活用した作業エリア内パトロール（巡視）を実施している。

ク その他

(7) 狹隘道路地域対策

本市の収集形態は、各戸収集を原則としているが、パッカー車等の入れない地域については、パッカー車等の入れる道路まで市民にごみを持ち出してきてもらうか、あるいは軽四輪車で収集する作業形態をとっている。

(イ) 中高層建築物対策

一定規模以上の建物を建設しようとする者に対して、一般廃棄物及び再生利用対象物の保管施設の設置を条例により義務付けている。

新規中高層建築物「ごみ保管施設」設置届提出状況

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
件数	445	409	418	456	406

(ウ) 排出禁止物対策

ごみの中には危険物や適正な処理が困難なものも含まれており、円滑なごみ処理の障害となっている。このため、排出禁止物については、「大阪市廃棄物の減量推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に関する条例」第18条にその性状等を規定した上、具体的な品目等を定め、市民にごみとして出さないように周知するとともに、関係業界には危険物等を回収するように協力を求めている。

(エ) 適正処理困難物対策

国においては、「廃棄物処理法」第6条の3に基づき、事業者の協力を求めることができる適正処理困難な廃棄物として、廃ゴムタイヤ、廃テレビ受像機（25型以上）、廃電気冷蔵庫（250L以上）、廃スプリング入りマットレスの4品目を指定した。

廃ゴムタイヤについては、業界の構築したシステムにより回収・運搬・処理を行うこととし、本市ではこれを排出禁止物とした。

廃スプリング入りマットレスについては、現在、業界と協議されているところであり、本市としては、国へ関係業界との協議の推進について働きかけている。

廃家電品については、「特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）」により、対象品目として指定された家電4品目（エアコン・テレビ・冷蔵庫及び冷凍庫・洗濯機及び衣類乾燥機）は、販売店が回収し、製造業者がリサイクルし、それに掛かる費用を排出者が負担するというリサイクルシステムになっている。これにより本市は、廃家電4品目を粗大ごみ収集対象から除外している。

なお、販売店に引取義務が生じない廃家電品については、市民に直接指定引取場所へ運搬してもらい、収集運搬を必要とする場合は、民間での処理ルートが確立されている状況であるため、同ルートを活用してもらうよう誘導することによりリサイクルを図っている。

(オ) 火事跡ごみ

事前申請により、1件15トン以内において、火災等により発生したごみ等の処分手数料を免除している。り災者が市長の指定する処理工場へ搬入する場合、処分手数料を免除し、本市が臨時に収集する場合は処分手数料相当額を減免し、収集手数料を有料としている。

(2) 事業系ごみ

ア 事業ごみ収集

会社、商店、市場、飲食店、地下街などから排出される事業系一般廃棄物については、市長が許可した一般廃棄物収集運搬業者（279 業者）が個々に排出者と直接契約して収集を行っている。

なお、許可業者の使用車両は約 1,099 台である。

（令和 6 年 8 月 1 日現在）

イ 臨時ごみ収集

事業系一般廃棄物については、事業者からの申し出により、市（直営）が有料で収集していたが、平成26年4月から許可業者への誘導を図っている。

ウ 持込ごみの受入れ

市民や市内の事業者が、自ら排出したごみを自ら大阪広域環境施設組合の焼却施設に持ち込む場合には、有料で受け入れている。（「参考資料 3 手数料・使用料等一覧表（1）一般廃棄物処理手数料」参照）

(3) 環境系ごみ

ア 道路清掃及び植樹帯等の除草・清掃

住宅やビルの周囲にある生活道路の清掃については、市民や事業者による門前清掃の協力要請を行っているが、市民や事業者の協力が得られにくく、空き缶や紙くずなどの散乱ごみが目立つ場所は、環境事業センターが随時巡回パトロールと清掃を行っている。

本市が管理する主要道路については、路面清掃車等を使用した車道の夜間清掃を実施しているほか、道路の植樹帯等の清掃について月 1 回、除草について年 3 回（5 月、8 月、11 月）の頻度で実施し、また、主要ターミナルの周辺地域では美観を維持するため、通行量の少ない早朝に清掃を行っており、いずれも民間委託により実施している。

令和 5 年度道路清掃等作業状況

区 分	対 象 場 所		清 掃 頻 度
直 営	空き缶や紙くずなどの散乱ごみが目立つ場所		随 時
委 託	車道 道路延長 628.35 km		週 2 回から 2 か月に 1 回
	ターミナル周辺（早朝清掃）	梅田・難波・天王寺	週 7 回
		京橋	週 2 回
	植樹帯等の清掃	629,731 m ²	月 1 回
	植樹帯等の除草	628,586 m ²	年 3 回

イ 街頭ごみ容器

まちの美化を促進するため、主要幹線道路のバス停留所、主要交差点等に街頭ごみ容器を設置し、収集作業を行っていた。

多くの市民から街頭ごみ容器のごみがすぐにあふれていると言った声が寄せられたことから、平成20年1月に街頭ごみ容器の使用状況を調査したところ、家庭から出された生ごみや犬・猫の糞、事業所から出された段ボール等のごみなど、本来、家庭や事業所で処理すべきごみが多く混入していることが判明した。

ごみの適正排出を促進するため、平成21年度以降、使用状況を調査し、特に不適物の混入率が高いごみ容器については撤去を行うなど、街頭ごみ容器の適正配置と維持管理に努め、令和4年3月末に街頭ごみ容器の撤去を完了した。

街頭ごみ容器の設置個数の推移（個数は毎年度9月1日現在）

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度※	令和4年度	令和5年度
個 数	7	5	5	1	0	0

※令和4年3月31日に撤去。

ウ 不法投棄ごみ

不法投棄ごみについては、所轄警察署との協力のほか、各環境事業センターが環境整備車両により市内を巡回しながら、発見次第、収集作業を行っている。

まちの美観を損ねる不法投棄を防ぐため、不法投棄防止看板の設置や地元市民への協力依頼など不法投棄されにくい環境づくりに努めるとともに、空き地の管理者または所有者に対する適正管理の要請を行っている。

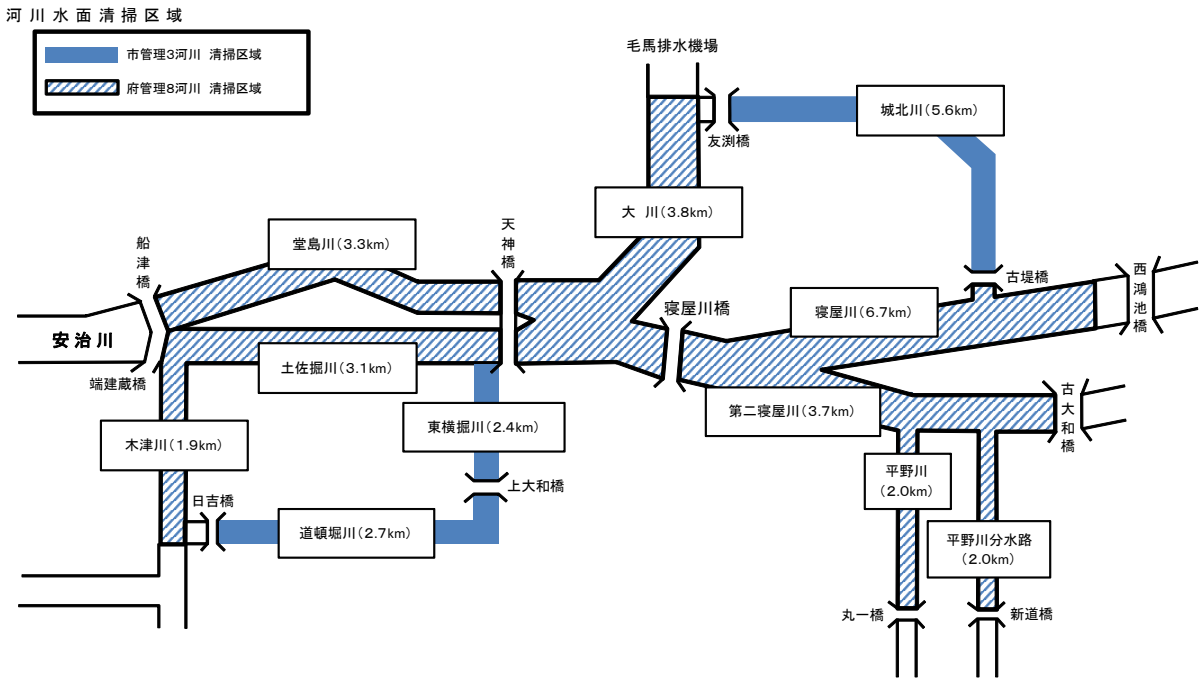
さらに、市民のモラル向上を喚起するため、広報活動を行っている。

不法投棄処理状況（単位：t）

年 度	処 理 量	内 訳	
		直 営	委 託
平成 23	5,507	5,507	0
24	5,444	5,444	0
25	4,160	4,160	0
26	2,718	2,718	0
27	2,342	2,342	0
28	2,343	2,343	0
29	2,221	2,221	0
30	5,454	5,454	0
令和 元	2,684	2,684	0
2	3,893	3,893	0
3	3,104	3,104	0
4	3,078	3,078	0
5	3,028	3,028	0

エ 河川の水面清掃

市内の主要11河川の水面清掃業務を平成23年10月から民間委託により実施している。平成25年度から、市管理3河川及び府管理8河川の水面清掃業務を本市が一括して民間委託している。



(4) 犬・猫等の死体処理

道路上等でへい死していた犬・猫等及び家庭で飼育されていた犬・猫等の死体は、市民からの連絡により各環境事業センターが収集している。(飼育されていたものは有料)

収集した犬・猫等の死体は、木津川事務所に搬入し焼却処理を行ってきたが、平成26年3月末に木津川事務所を閉鎖したことから、平成26年4月からは民間処理施設に委託し焼却処理している。

また、同年4月からは、事業活動に伴い排出される犬・猫等の死体等の収集・処理は廃止し、民間へ移行した。

犬・猫等の死体処理状況 (単位：件)

			令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
道路上等でへい死していたもの		犬	50	45	34	22	21
		猫	6, 223	5, 142	4, 277	3, 291	2, 878
		小計	6, 273	5, 187	4, 311	3, 313	2, 899
飼育されていたもの	犬・猫等	大	491	260	248	185	161
		中	662	577	514	443	377
		小	5, 425	5, 201	5, 107	4, 849	4, 943
		小計	6, 578	6, 038	5, 869	5, 477	5, 481
合 計			12, 851	11, 225	10, 180	8, 790	8, 380

3 ごみの処理・処分

(1) 概 況

ごみの処理・処分については、昭和30年頃までは、その70数%を直接埋立により行っていた。当時、ごみの埋立処分地は市内外の各所に確保していたが、その後ごみの増量と郊外の宅地化によって埋立処分地の確保が困難となったため、最終処分量を減量する必要性が生じた。

ごみの中間処理には、さまざまな方法があるが、可能な限りごみの資源化を行ったのち、中間処理しなければならないごみについては、衛生的処理、減量・減容化の面で、焼却処理が他の処理方法に比して最も優れていると考えられる。

本市では、衛生的な処理を行う観点や、限られた埋立処分地を有効に利用するため、重量にして約5分の1、体積にして約20分の1に減量・減容化できる焼却処理に重点を置くこととなり、昭和38年に我が国初の連続燃焼式焼却炉を有する住之江工場を完成させ、引き続いて西淀工場等の8工場を順次建設し、昭和55年7月の大正工場の完成により、焼却が必要なごみの全量焼却体制が確立された。

また、ごみの減量化と中間処理過程における資源化を推進するため、昭和63年4月から大正工場敷地内に併設した破碎施設で金属回収を実施してきた。現在は、平成13年4月竣工の舞洲工場に設置している破碎設備で金属回収を実施している。

老朽化している既設工場については、新技術の導入による環境負荷の低減やごみ焼却エネルギーの有効利用を図りつつ、順次施設の整備を進めてきた。平成17年12月には東淀工場の建替えに工事着手し、平成21年度末に竣工した。

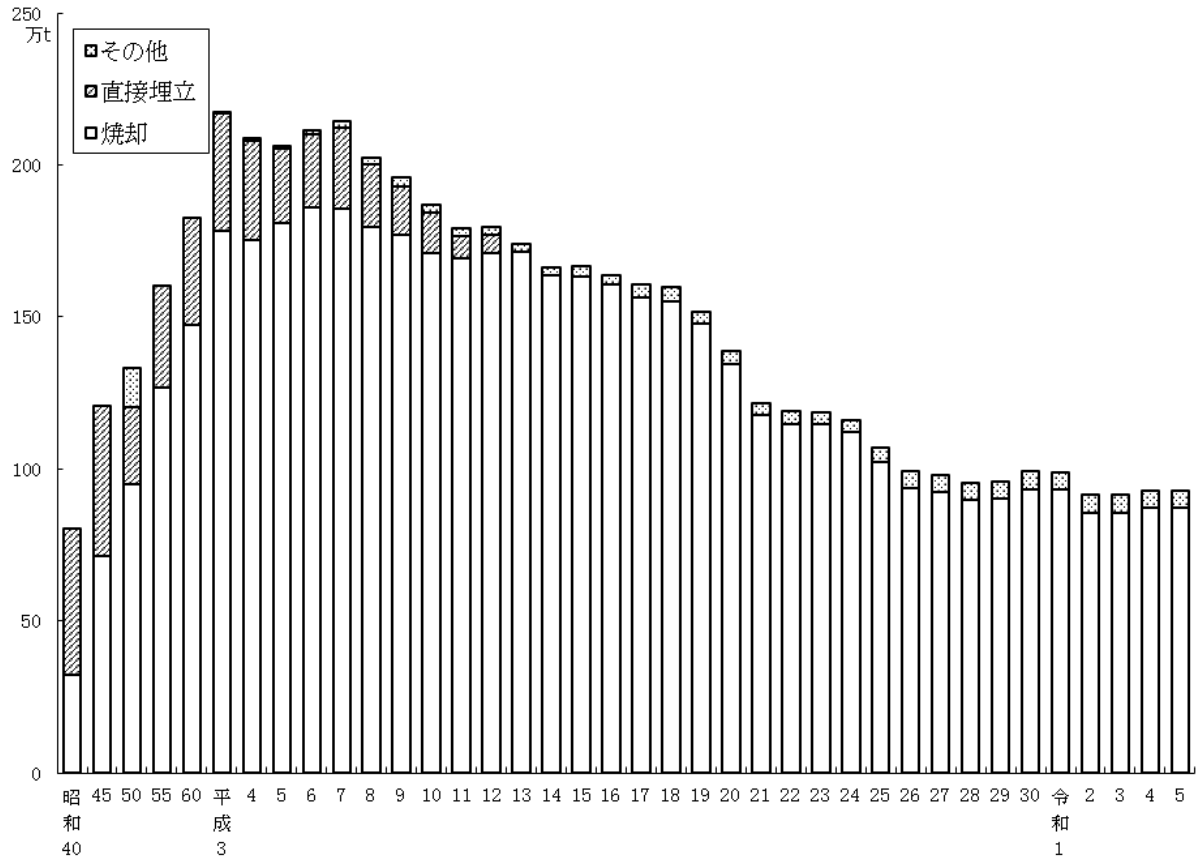
一方、資源ごみ・容器包装プラスチックの分別収集や粗大ごみ収集の有料化、大規模事業所に対する減量指導など各種施策の実施によるごみ減量の進捗に伴い、南港工場を平成20年12月に停止し、稼働年数や輸送効率、焼却工場の配置状況を勘案し、港工場を東淀工場の竣工に併せて平成22年3月に停止した。以降も、事業系廃棄物の適正区分・適正処理の推進やごみ処理手数料の改定等によりごみ減量は順調に進んできたことから、平成25年3月には森之宮工場を、平成26年3月には大正工場並びに大正工場破碎施設を停止し、平成26年度からは7工場体制となった。

さらに、平成25年10月から開始した、古紙・衣類分別収集の全市実施や資源化可能な紙類の焼却工場への搬入禁止等の紙ごみ対策により、ごみ量は大きく減少し、平成28年3月末に住之江工場を更新のため休止、平成28年度から6工場で処理している。

また、令和5年3月末には鶴見工場を更新のため休止し、同年4月から新しい住之江工場を稼働している。

なお、大阪市のごみの処理・処分事業については、平成27年4月に大阪市・八尾市・松原市環境施設組合（現大阪広域環境施設組合）に事業承継している。

ごみの処分状況の推移



ごみ処分量の推移

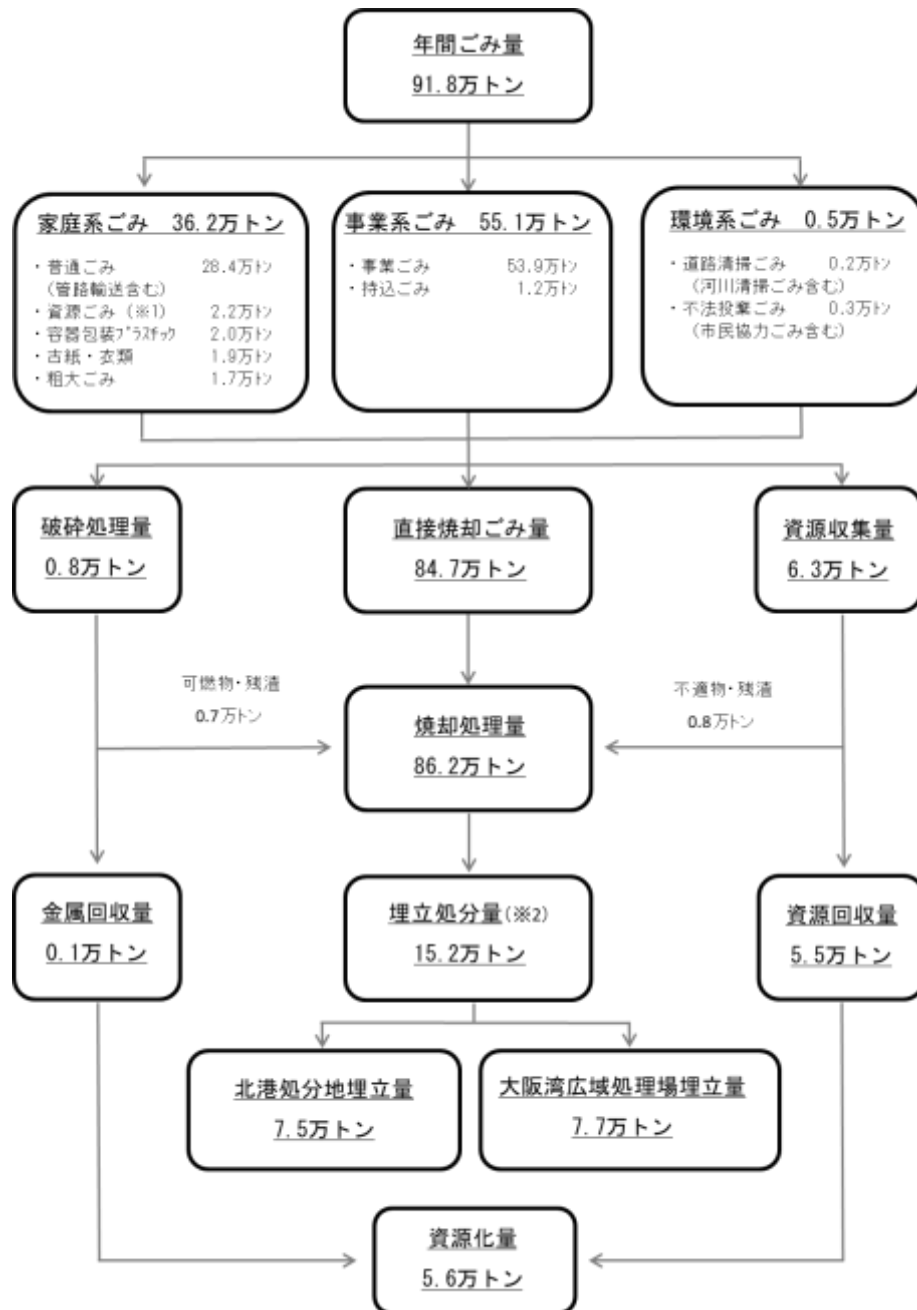
年 度	ごみ量 t	焼 却		直接埋立		資 源 化	
		t	%	t	%	t	%
平成 24	1,160,018	1,121,703	96.7	0	0	38,315	3.3
25	1,070,615	1,020,778	95.3	0	0	49,837	4.7
26	990,803	936,878	94.6	0	0	53,925	5.4
27	979,260	922,523	94.2	0	0	56,737	5.8
28	954,410	898,806	94.2	0	0	55,604	5.8
29	959,976	902,367	94.0	0	0	57,609	6.0
30	993,336	933,748	94.0	0	0	59,588	6.0
令和 元	989,503	930,525	94.0	0	0	58,978	6.0
2	915,674	854,755	93.3	0	0	60,919	6.7
3	917,173	856,493	93.3	0	0	60,680	6.6
4	929,685	871,241	93.7	0	0	58,444	6.3
5	929,649	874,048	94.0	0	0	55,601	6.0

(2) 令和6年度ごみ処理計画

令和6年度は、91.8万トンの一般廃棄物を処理する見込であり、このうち86.2万トン(93.9%)を焼却処理する。

また、選別後の資源ごみ(缶、びん、ペットボトル、金属製の生活用品、スプレー缶・カセットボンベ類)及び容器包装プラスチックと、収集後直接資源化施設に搬入する古紙・衣類等を合せた5.5万トンに、破碎処理後の金属回収量0.1万トンを合わせ、5.6万トン(6.1%)を資源化する。

焼却処理後の残さい15.2万トンについては、本市の最終処分場である北港処分地に7.5万トン、大阪湾広域処理場に7.7万トンを埋立処分する。



※1 資源ごみには、拠点回収(乾電池・蛍光灯管・水銀体温計・水銀血圧計・水銀温度計・マタニティウェア・ベビー服・子ども服・インクカートリッジ・使用済小型家電・絵本・リチウムイオン電池等)を含む

※2 埋立処分量には、他都市(八尾市・松原市・守口市)のごみを含む。

(3) 中間処理（焼却処理）

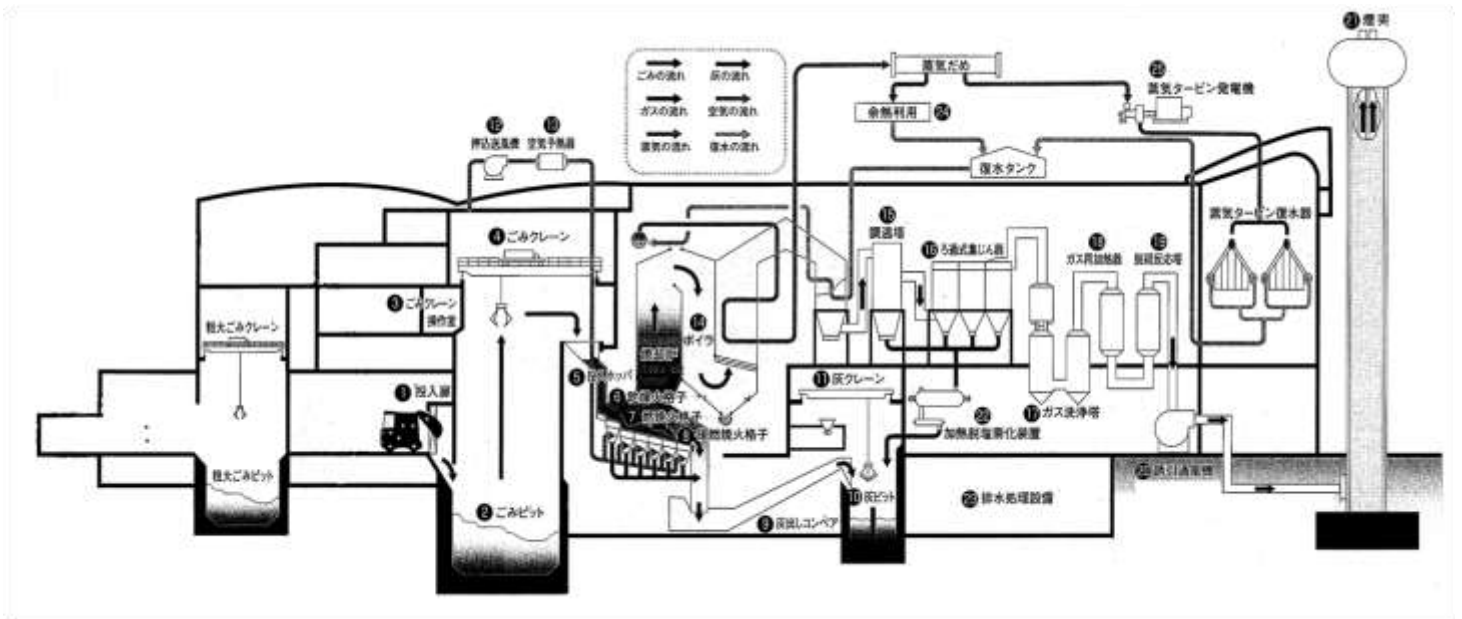
焼却工場一覧

区 分	西 淀	八 尾	舞 洲
建 設 年 月	平3.3～7.3	平3.12～7.3	平9.3～13.4
炉 式	タクマ式	マルチン式	デ・ロール式
規 模	300t/日×2基	300t/日×2基	450t/日×2基
敷 地 面 積 (m ²)	25,000	40,000	33,000
建 築 面 積 (m ²)	8,100	10,000	17,000
建 設 費 (億円)	290	290	609(84)
ダイオキシン対策費 (億円)	—	—	—
備 考	廃熱ボイラ2基 復水式タービン発電機 14,500kw 1基 蒸気供給	廃熱ボイラ2基 復水式タービン発電機 12,800kw 1基 蒸気供給	廃熱ボイラ2基 復水式タービン発電機 32,000kw 1基 蒸気供給 [破碎設備] 回転式 120t/5h×1基 低速回転剪断式 50t/5h×1基

区 分	平 野	東 淀	住之江
建 設 年 月	平1.3～15.3	平17.12～22.3	平30.9～令5.3
炉 式	NKK式	デ・ロール式	タクマ式
規 模	450t/日×2基	200t/日×2基	200t/日×2基
敷 地 面 積 (m ²)	39,000	16,000	32,000
建 築 面 積 (m ²)	14,000	9,300	9,700
建 設 費 (億円)	496	195	193
ダイオキシン対策費 (億円)	—	—	—
備 考	廃熱ボイラ2基 復水式タービン発電機 27,400kw 1基 (敷地面積は旧工場 分を含む)	廃熱ボイラ2基 復水式タービン発電機 10,000kw 1基	廃熱ボイラ2基 復水式タービン発電機 11,300kw 1基

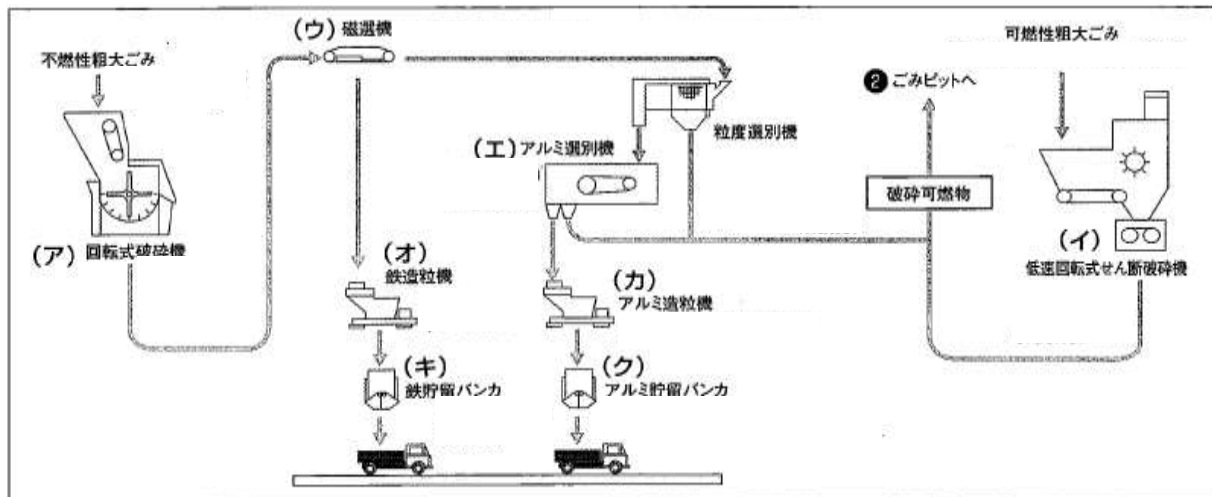
- (注) 1. 建築面積には、計量棟及び別棟の管理棟を含む
2. 舞洲工場破碎設備は、舞洲工場建設時に舞洲工場内に設置
3. 表中の()は、破碎に係る建設費で内数
4. 住之江工場は建設費ではなく更新工事費

工場の断面図（例：舞洲工場）



1. 投入扉	6. 乾燥火格子	11. 灰クレーン	16. ろ過式集じん器	21. 煙突
2. ごみピット	7. 燃焼火格子	12. 押込送風機	17. ガス洗浄塔	22. 加熱脱塩素化装置
3. ごみクレーン 操作室	8. 後燃焼火格子	13. 空気予熱器	18. ガス再加熱器	23. 排水処理設備
4. ごみクレーン	9. 灰出しコンベア	14. ボイラ	19. 脱硝反応塔	24. 余热利用
5. 投入ホッパ	10. 灰ピット	15. 調温塔	20. 誘引通風機	25. 蒸気タービン発電機

粗大ゴミ破碎設備のフローシート（例：舞洲工場）



ア 公害防止対策

焼却工場は、各種法令により排ガスや排水およびばいじんについて厳しく規制されており、排ガス中のばいじん除去のための電気集じん器やバグフィルター、塩化水素や硫黄酸化物を除去する排ガス洗浄装置、窒素酸化物低減対策の脱硝装置等の対策を講じるとともに、ダイオキシン類対策や臭気対策、排水対策など、公害防止に万全を期している。

令和5年度 焼却工場における排ガス中のダイオキシン類濃度について (単位: ng-TEQ/m³N)

工場名	西 淀	八 尾	舞 洲	平 野	東 淀	住之江
測定年月	R5.7	R5.8	R5.12・R6.2	R5.8・R5.11	R5.9	R5.10
1号煙突入口	0.042	0.054	0.00084	0.027	0.00013	0.00000019
2号煙突入口	0.016	0.1	0.00058	0.0460	0.000094	0.00000023
排出基準	1	1	1	1	0.1	0.1

- (注) 1. TEQとは、ダイオキシン類の量をダイオキシン類の中で最も毒性の強い2, 3, 7, 8-TCDDの量に換算した値
 2. ng (ナノグラム) とは、10億分の1グラム
 3. 1m³N (立方メートルノルマル) とは、0℃、1気圧の状態に換算した気体の体積。
 4. ダイオキシン類濃度の数値にはコプラナーPCBを含む。

焼却工場における公害防止の対策

名 称	住 之 江	西 淀	八 尾
排 ガ ス	自動燃焼制御 バグフィルター＋触媒 排ガス洗浄装置 アンモニア噴霧	自動燃焼制御 バグフィルター＋触媒 排ガス洗浄装置 尿素噴霧＋アンモニア噴霧	自動燃焼制御 バグフィルター＋触媒 排ガス洗浄装置 アンモニア噴霧
排 水	アルカリ凝集沈殿 中和処理	アルカリ凝集沈殿 中和処理	アルカリ凝集沈殿 中和処理
ばいじん	加熱脱塩素化処理 薬剤処理	薬剤処理	薬剤処理

名 称	舞 洲	平 野	東 淀
排 ガ ス	自動燃焼制御 バグフィルター＋触媒 排ガス洗浄装置 アンモニア噴霧	自動燃焼制御 バグフィルター＋触媒 排ガス洗浄装置 活性炭噴霧 アンモニア噴霧	自動燃焼制御 バグフィルター＋触媒 排ガス洗浄装置 アンモニア噴霧
排 水	アルカリ凝集沈殿 中和処理	アルカリ凝集沈殿 中和処理	アルカリ凝集沈殿 中和処理
ばいじん	加熱脱塩素化処理 薬剤処理	加熱脱塩素化処理 薬剤処理	加熱脱塩素化処理 薬剤処理

- (注) 効果については、大気汚染防止法、廃棄物処理法等、関係法令に基づく排出基準以下となっている。

イ 余熱利用

各焼却工場では、ごみの焼却時に発生する熱を利用し蒸気を発生させ、蒸気タービンで発電を行っている。

令和5年度においては、標準的な家庭約11万軒が使う電気量に相当する売電（327,144MWh）を行い、一般送配電事業者および小売電気事業者から約63億円の収入を得ている。

令和6年4月からは、廃棄物発電による余剰電力の一部について、自己託送制度を活用し、大阪市施設への電力供給を実施しています。

焼却工場における売電実績 (単位：MWh)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
売電量	315,683	294,679	296,972	321,961	327,144

※ 年度別発電実績の運転月は3月～2月

焼却工場における余熱利用状況 (令和6年3月末)

工場名	供 給 先
	電 気 蒸 気
西 淀	電気事業者 老人ホーム
	西北環境事業センター —
	エルモ西淀川 エルモ西淀川
八 尾	電気事業者 八尾市立屋内プール
	八尾市立衛生処理場 —
舞 洲	電気事業者 建設局 舞洲スラッジセンター
平 野	電気事業者 —
	東南環境事業センター —
東 淀	電気事業者 —
住之江	電気事業者 —

(4) 最終処分

ア 北港処分地

ごみの焼却処理後の残さいは、北港処分地及び大阪湾広域臨海環境整備センター大阪沖埋立処分場において、埋立処分を行っている。

ごみの最終処分は、本来、土壌の分解・浄化作用による自然還元行為であり、処分地に恵まれている諸外国においては、焼却処理よりむしろ直接埋立処分が主流を占めている。

本市も戦後しばらくの間は、市内外の低湿地や池に小規模な埋立処分地を設けていたが、市域全体にわたる市街化、近郊市町村の宅地化により、内陸部に埋立処分地を設けることが困難な状態となった。

そこで、焼却処理による減容化に努めるとともに、昭和47年度から大阪湾に大規模な最終処分地「北港処分地（舞洲）」を造成し、更に昭和52年度から舞洲に引き続く最終処分地として、「北港処分地（夢洲）」の造成を進め最終処分場の確保に努めてきた。

昭和60年度から埋立処分を行っている「北港処分地（夢洲）」は、本市唯一の最終処分地であり、廃棄物行政を円滑に推進するため、今後さらに廃棄物の減量・減容化を図り、貴重な最終処分空間の有効活用にも努めなければならない。

北港処分地〔夢洲第1区〕の概要

処 分 地	此花区夢洲東1丁目地先
埋 立 面 積	641,000m ²
埋 立 容 積	11,690,000m ³
受 入 物 の 種 類	焼却残さい・下水汚泥 等

北港処分地は本市唯一の最終処分地であり、その延命化を図るため、平成4年10月から「大阪湾フェニックス計画」（令和6年4月1日現在、近畿2府4県169市町村が参画）の大阪湾広域処理場に焼却残さいの一部について埋立処分を委託している。

埋 立 量

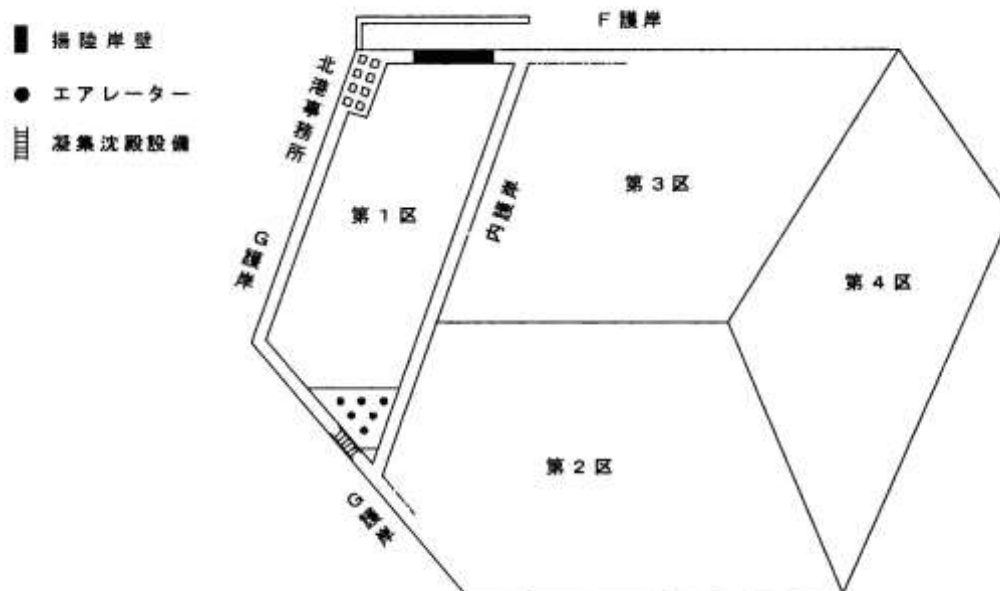
（単位：t）

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
北 港 処 分 地	133,574	120,871	96,978	83,781	74,734
大阪湾広域処理場	23,870	33,922	50,312	68,188	71,043
合 計	157,443	154,793	147,290	151,969	145,777

※ 埋立量には、他都市等のごみ焼却に伴う残さいを含む。

単位未満を四捨五入しているため、内訳の計と合計が一致しない場合がある。

北港処分地（夢洲）平面図



イ 北港処分地の公害防止対策

■汚水対策

廃棄物の埋立てに伴って生じる汚水については、1次処理としてフローティング・エアレーターによる、曝気処理を行い、更に2次処理として凝集沈殿装置にて処理している。

■発生ガス対策

埋立てにより発生するメタンガス等は、ガス抜き装置により処理している。

■衛生害虫獣対策

焼却残さい埋立後に山土などで覆土を行うことで、悪臭の発散防止、ハエ・ネズミなど衛生害虫獣の繁殖等を防止している。

ウ 大阪湾圏域広域処理場整備事業

廃棄物を広域的に処理するために、港湾に広域処理場を建設、運営する事業主体の組織法人として「広域臨海環境整備センター法」に基づき、「大阪湾広域臨海環境整備センター（以下「湾センター」という。）」が昭和57年3月に設立され、本市は、関係地方公共団体及び関係港湾管理者として出資を行っている。

湾センターでは、Ⅰ期計画として尼崎沖と泉大津沖の2ヵ所に廃棄物の埋立処分場を建設し、尼崎沖埋立処分場は平成2年1月から、泉大津沖埋立処分場は平成4年1月から受け入れを開始していたが、両処分場とも平成13年度に一般廃棄物の受け入れを終了している。

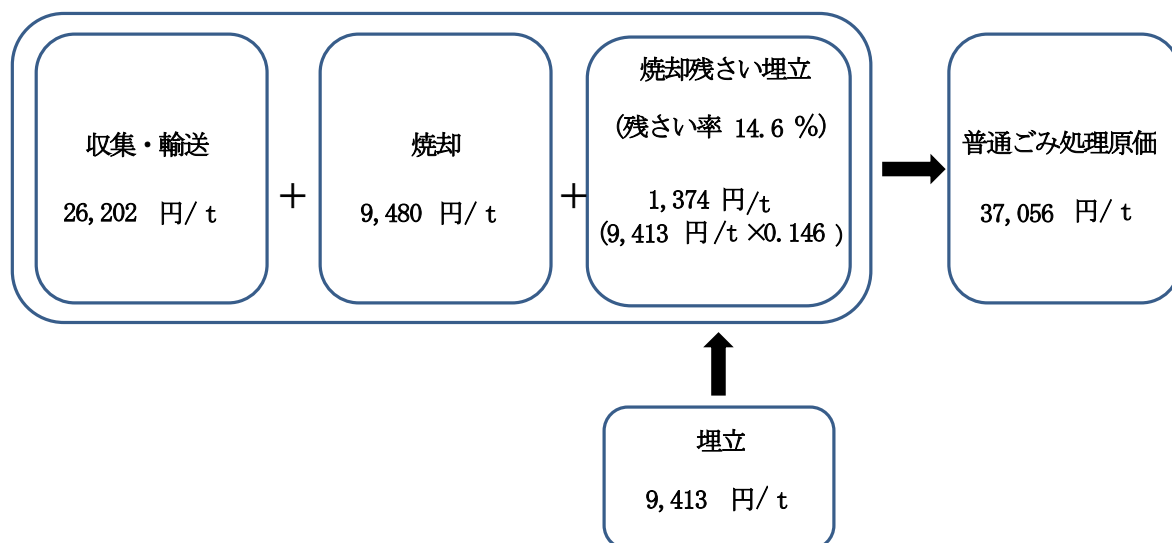
Ⅱ期計画では、神戸沖と大阪沖の2ヵ所に埋立処分場を建設し、神戸沖埋立処分場は平成13年12月から、大阪沖埋立処分場は平成21年10月から受け入れを行っており、令和14年度（令和9年度から延長）までに埋立を終了する見込みとなっている。

圏域の関係団体で構成する大阪湾広域処理場整備促進協議会では、Ⅱ期事業の終了後も引き続き広域による最終処分場の整備が必要であるとの認識から、Ⅱ期事業以降の広域処分場の整備に向けた検討を、大阪沖、神戸沖で行うこととしており、そのうち神戸沖については、埋立の進捗が早い兵庫県側の処分場（神戸沖）に対応するため、具体化に向けて必要な検討を先行して進めている。

広域処理場の位置及び規模

埋立場所名	位置	規模		一般廃棄物 受入期間
		面積 (ha)	埋立容積 (万m ³)	
泉大津沖 埋立処分場	堺泉北港 泉大津市夕凧町地先	203	3,100	平成2年～ 平成13年
尼崎沖 埋立処分場	尼崎西宮芦屋港 尼崎市東海岸町地先	113	1,600	平成4年～ 平成13年
神戸沖 埋立処分場	神戸港 神戸市東灘区向洋町地先	88	1,500	平成13年～ 令和14年(予定)
大阪沖 埋立処分場	大阪港 大阪市此花区北港緑地地先	95	1,400	平成21年～ 令和14年(予定)

4 令和5年度の普通ごみ処理原価



5 事業の見直し等

(1) 家庭系ごみ収集輸送事業について

家庭系ごみ収集輸送事業については、これまで収集輸送業務の効率化や退職不補充による人員削減に合わせた民間委託化を進めてきた。

まずは、粗大ごみ収集輸送業務の民間委託化を平成23年10月から5行政区において開始、平成25年4月から17行政区に拡大し、平成26年4月に市内全域で実施した。平成27年4月からは、2行政区において資源ごみ、容器包装プラスチック、古紙・衣類の収集輸送業務の民間委託化を実施した。

平成28年4月には2行政区の普通ごみ収集の民間委託化を行い、北部環境事業センター（令和3年3月末をもって廃止。令和3年4月から東北環境事業センターに統合）における家庭系ごみ収集全般（普通ごみ、資源ごみ、容器包装プラスチック、古紙・衣類収集）の民間委託化を実施した。また同年4月から西部環境事業センターにおいても古紙・衣類収集輸送業務の民間委託化を開始した。さらに、平成29年4月からは、西部環境事業センターにおける資源ごみ、容器包装プラスチックの民間委託化を実施した。

さらに、平成29年度～令和元年度においては「経費の削減」と「市民サービスの向上」を二つの柱とする「家庭系ごみ収集輸送事業改革プラン（以下「改革プラン」という。）」に基づき、市民サービスの向上や徹底した効率化等を図り、経費削減に努めるほか、大規模災害時には環境事業センターが地域におけるごみ収集のコントロールタワーとしての機能を果たすべく、機能強化を図ることとした。こうした改革プランに掲げた全ての目標について、PDCAサイクルを徹底し、進捗管理を厳格に行った結果、「目標どおり」もしくは「目標を大きく上回る」成果を得た。

令和2～4年度においては、改革プランの考え方を踏襲し、新たに策定した「家庭系ごみ収集輸送事業改革プラン2.0」（以下「改革プラン2.0」という。）に基づき、更なる「経費の削減」と「市民サービスの質的向上」に向けて、継続的に取り組んでいくとともに、経営形態の検討も進めるなど、引き続き改革を推進していくこととした。

改革プラン2.0では、「経費の削減」策として、職員の減員数に合わせ、普通ごみ以外の収集輸送

業務すべての民間委託化を進める方針とし、まずは資源ごみ・容器包装プラスチック収集を民間委託化していくこととして、令和2年4月から1行政区、令和3年4月から5行政区、令和4年4月から4行政区において実施し、15行政区にまで拡大した。また、北区・都島区の普通ごみ収集においては委託契約期間終了（令和5年3月末）をもって委託を終了し、令和5年4月から直営による収集に切り替えた。また、災害対策に加え、輸送効率も考慮した環境事業センターの適正配置に向けた環境事業センターの統廃合を進めることとして、2環境事業センターの廃止に着手し、令和3年3月末をもって北部環境事業センターを廃止して令和3年4月から東北環境事業センターに統合するとともに、西部環境事業センターを廃止する方針を決定した。また、「市民サービスの質的向上」として、令和3年7月から家庭ごみの排出時間を午前の収集地域は8時30分まで、午後の収集地域は12時30分までに変更して普通ごみの午前収集地域を拡大した。

改革プラン2.0に掲げた取組については、定期的に棚卸しを行い、進捗状況の点検・改善を図るなど、PDCAサイクルを回しながら改革に取り組んだ結果、全18項目の目標のうち16項目については達成したものの、古紙・衣類や新たなペットボトル回収の実施団体数拡大と、公務上交通事故発生件数の削減の2項目については目標未達成となった。なお、公務上交通事故については目標とした0件を達成できなかったものの、令和4年度の発生件数は過去最少件数の19件まで減少した。

令和5年3月には、改革プラン2.0の考え方である「経費の削減」と「市民サービスの向上」を引き継ぎつつ、SDGsの考え方を踏まえ、「持続可能で効率的・効果的な事業運営」と「地域・市民・事業者との連携強化」を目指した「家庭系ごみ収集輸送事業改革プラン3.0」を策定し、令和5年4月からの5か年について、地域・市民・事業者と連携し、コスト削減を図りつつ安定的・継続的な体制を整備する一方、複雑化、多様化する社会ニーズにも対応し、質の高い市民サービスを提供できるよう取り組むこととした。民間委託化については引き続き普通ごみ以外の収集業務の全面委託化を進める方針とし、資源ごみ、容器包装プラスチック収集について、令和5年4月から7行政区、令和6年4月から2行政区において民間委託化を拡大して市内全域の民間委託化を実施した。さらに古紙・衣類収集について、令和5年4月から2行政区、令和6年4月から5行政区において民間委託化を実施し、12行政区にまで拡大した。

（２）ごみ焼却処理事業の一部事務組合設立について

本市のごみ焼却処理事業については、主に直営で実施しており一層のコスト削減が必要なことや、焼却工場建設のコストが大きく、減量施策の推進や将来の人口減が見込まれるごみ量に基づいた工場の整備・配置計画の再検討を行う必要があった。

一方で、平成23年12月に「本市が行う施策・事業を広域自治体と基礎自治体との役割分担を明確化し、併せて徹底した事業の効率化を進める」という市政方針が示され、平成24年6月の第14回府市統合本部会議において、ごみ焼却処理事業については、当面、府域における「広域化計画」に沿ったブロック（大阪ブロック＝大阪市、八尾市、松原市）で一部事務組合を設立し、広域的なごみ処理体制を構築すること、ごみ量の推移に基づき工場稼働体制を見直すとともに、工場の建設や運営に民間運営や民間委託を推進していくこととする基本的方向性が確認され、同月に開催された大阪市戦略会議にて、この基本的方向性に沿って見直しを進めていくことを決定した。

これを受けて、平成24年8月から八尾市、松原市と新たなごみの共同処理体制の構築に向けての協議を開始し、平成25年3月には、大阪市、八尾市、松原市で一部事務組合を設立すること等について基本合意書を締結した。同年4月には3市長による一部事務組合の設立準備委員会を設置して協議を進め、同年10月開催の第3回設立準備委員会において、一部事務組合の組合規約案

等について3市で合意した。

同年11月から12月にかけての3市の議会において規約案を上程し、八尾市および松原市の議会において可決されたものの、大阪市会においては継続審査の取り扱いとなった。その後、それまでの市会での議論も踏まえ、規約の一部修正の承諾を経て平成26年10月の本会議にて可決された。同月には、八尾市、松原市の議会においても修正案が可決された。

同年11月25日付けで、大阪府知事より許可を得て、「大阪市・八尾市・松原市環境施設組合」を設立し、平成27年4月から同組合が事業を開始した。

その後、隣接する守口市より大阪市・八尾市・松原市環境施設組合への加入協議があり、3市及び同組合で検討・協議を進めた結果、平成30年11月に4市において加入についての基本合意書を締結した。

平成31年2～3月に4市議会において守口市の加入に係る規約変更案を議決し、令和元年5月28日付けで大阪府より組合格約変更許可を得た。

令和元年10月1日に、守口市が加入するとともに、これに伴って名称を「大阪広域環境施設組合」と変更し、令和2年4月1日より、4市での共同処理を開始している。